

資源循環

循環型社会の構築に向けて、2Rと分別・リサイクルの推進により、資源を有効活用し、ごみを少なくする取り組みを進めます。

(1)ごみ総排出量				
	平成28年度(2016年度) 基準年度	令和元年度(2019年度) 実績	令和5年度(2023年度) 中間年度	令和10年度(2028年度) 目標年度
ごみ総排出量(t)	173,755	168,853	162,724	152,181
1人1日(g/人・日)	976	948 (▲2.9%)	915 (▲6.3%)	871 (▲10.8%)

(2)最終処分率				
	平成28年度(2016年度) 基準年度	令和元年度(2019年度) 実績	令和5年度(2023年度) 中間年度	令和10年度(2028年度) 目標年度
最終処分率(%)	13.1	12.3 (▲0.8ポイント)	12.4 (▲0.7ポイント)	11.9 (▲1.2ポイント)

(3)温室効果ガス排出量				
	平成28年度(2016年度) 基準年度	令和元年度(2019年度) 実績	令和5年度(2023年度) 中間年度	令和10年度(2028年度) 目標年度
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	44,953	63,549 (+41.4%)	37,759 (▲16.0%)	32,322 (▲28.1%)

現状・課題

大量生産、大量消費、大量廃棄の社会経済システムにおいて、天然資源の枯渇や廃棄物の増加による最終処分場の不足、プラスチックごみによる生物や生態系への悪影響などの問題が発生しており、問題解決に向けての取り組みが必要です。

本市では、令和元年(2019年)3月に、一般廃棄物処理基本計画を改定し、ごみを発生させない社会の確立や分別の徹底とリサイクルの推進、適正で効率的なごみ処理体制の構築を基本方針として、ごみの減量に向けた取り組みを進めています。本計画では、平成28年度(2016年度)を基準年度とし、目標年度である令和10年度(2028年度)までに「ごみ総排出量10.8%削減(1人1日871g)」、「最終処分率11.9%」、「温室効果ガス排出量28.1%削減」の3つを

指標としています。

令和元年度(2019年度)における本市のごみ総排出量は、168,853t(1人1日948g)となっています。基準年度と比較して2.9%減少しており、生活系、事業系ともに減少しています。また、令和元年度(2019年度)の最終処分率は、12.3%で、基準年度に比べて0.8ポイントの減少となっています。

一方、令和元年度(2019年度)の廃棄物処理時における温室効果ガス排出量は、63,549t-CO₂となっており、基準年度と比較して41.4%増加しています。

さらなるごみの減量化に向けて、市民・事業者とともに、廃棄物の発生抑制、再利用や再生利用、ごみの適正処理の取り組みを進める必要があります。

取り組み

①ごみの減量化の推進及び限りある資源の有効活用 ごみの分別収集・資源化

・ごみの減量化と資源の有効利用のため、ごみの分別収集及び資源化を行っています。可燃ごみ、不燃ごみ、粗大ごみ、ペットボトルについては本市の焼却施設、破碎選別施設及びペットボトル処理施設において、その他プラについては民間事業者の施設において、中間処理を行った後、再資源化業者に引き渡し、資源化しています。資源A（新聞・ダンボール・古着等）・資源B（雑誌・チラシ等）についても、収集したものを民間事業者に引き渡し、資源化を行っています。

・貴金属やレアメタルなど貴重な資源が含まれている使用済み小型家電については、市内の35箇所に回収ボックスを設置するとともに、宅配回収サービスを行い、回収したものは再資源化業者に引き渡し、資源化しています。令和元年度（2019年度）は133,998.8kgの回収量がありました。



使用済み小型家電回収ボックス

・ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚

を図るため、資源の集団回収を実施する団体等に対して、再生資源集団回収実施団体奨励金を交付しました。令和元年度（2019年度）は10,212,038kgを回収し、590団体へ奨励金を交付しました。

ごみを出さないライフスタイルの普及

・ごみを出さない「循環型ライフスタイル」の定着に向け、特に使い捨て容器ごみを削減する取り組みとして、マイバッグやマイボトルの利用を推進しています。

・レジ袋を削減するため、「西宮市レジ袋削減委員会」を設置し、レジ袋削減に賛同いただける事業者と協定を締結しています。令和元年度（2019年度）末現在、協定締結事業者は17事業者57店舗となっています。

・協定を締結した事業者の店舗において、啓発品の提供や、ポスターの掲示などを行い、地域の団体と協力しながらマイバッグの持参を呼び掛け、レジ袋の削減を進めています。



レジ袋削減運動

・資源物の回収促進、買い物袋持参運動、再生品の使用や販売など、ごみの減量化、再資源化に取り組む事業所をスリム・リサイクル宣言の店として指定し、市のHPにて紹介しています。

食品ロス削減の促進

・食品ロスの削減を図るため、イベントや出前講座などを通じて啓発を行っています。また市内飲食事業関係者に対し、啓発ポップの設置及び食品廃棄物の減量への協力をお願いしており、市のHPにて、協力事業者を紹介しています。

・令和元年度（2019年度）は、市内の食品系スーパーマーケット4事業者20店舗で、常設型フードドライブを実施したほか、10月を「食品ロス削減月間」として「フードドライブ」店頭啓発キャンペーンの実施や、にしのみや市民祭りや食育フェスタ、消費生活展でのブースの設置などにより、食品ロスの削減協力を呼びかけました。



フードドライブ啓発キャンペーン

・市が備蓄している賞味期限の近い非常食を防災意識の啓発も兼ねて有効活用するため、市民や小学生に配布する取り組みを行いました。

再利用の取り組み

水路清掃により集めた土砂の有効利用のため、土砂の一部を消毒処理し「園芸用土砂」としてイベント時等に配布したり、図書館で活用できなくなった図書を市民に無料配布するなど、廃棄物の減量と資源の有効活用に取り組んでいます。

循環型社会の形成に向けた環境学習の推進

・持続可能な資源循環型社会の形成に向け、ごみ減量・再資源化の大切さを理解してもらうために、地域・学校への出前講座を実施しています。令和元年度（2019年度）は、小学校24校で2,851人が参加しました。

・60歳以上の市民を対象とした西宮市生涯学習大学「宮水学園」では、近年、世界でも問題となっている海洋プラスチックごみに関する講座を実施しました。

・企業と連携して「親子で環境バスツアー」を実施し、循環型社会の推進についての理解向上を図っています。令和元年度（2019年度）は13組26名の参加がありました。

・西宮市廃棄物の処理及び清掃に関する条例に基づき、ごみ減量・再資源化の推進に向けた地域のリーダーとして、また市民と行政のパイプ役として、ごみ減量推進員制度を設けています。令和元年度（2019年度）はごみ減量・リサイクルの地域リーダーとして525名のごみ減量推進員に対し委嘱を行い、

推進員対象の研修会を実施しました。

・西部総合処理センター、東部総合処理センターでは、ごみ処理の仕組みを知ってもらうため、ごみ処理場の施設見学を受け入れています。令和元年度（2019年度）は、4,575人が見学に来られ、ごみ処理場のしくみ等について説明しました。

・小学生・中学生を対象に環境ポスター展を実施し、子どもたちの環境問題やごみ減量、リサイクルに対する関心を高めるとともに、優秀なポスター作品を啓発資料に活用しています。

市民への啓発

・令和元年（2019年）10月に開催した市民祭りにおいて、エコステーションを設置し、市民にごみの分別をよびかけました。



エコステーション

・西部総合処理センター内のリサイクルプラザでは、資源の再利用化の意識高揚を図るため、粗大ごみの中から使用可能な家具等を再利用し、必要とされる方に無償で提供しています。令和元年度（2019年度）は、40,931人が来場し、再利用件数は16,078件でした。

また、リサイクルプラザでは、毎年10月に粗大ごみの中から自転車や家具など簡単な点検や修理により使用可能なものを展示する「いきいきごみ展」を開催し、資源の大切さを啓発しています。

・平成29年（2017年）4月より、ごみカレンダーや分別マニュアルなどの情報を提供するごみ分別アプリ「西宮版ごみの日ナビ」を配信し、適切にごみと資

源の分け方、出し方について周知を図っています。

・鉄道会社と連携し、令和元年（2019年）12月から令和2年（2020年）2月末まで、車内に「食品ロス削減」及び「マイバッグ持参」を呼びかけるポスターを掲出しました。また、市内大型複合施設や鉄道駅においても、令和2年（2020年）1月から、デジタルサイネージのポスターを掲出し、市内事業者と連携して市民に向けた啓発を行っています。



デジタルサイネージ

事業系ごみの減量

・事業系一般廃棄物の減量を目指し、リサイクルできる事業系古紙類の分別を呼びかけ、「事業系古紙類モデル地区回収」として、無償回収を行っています。令和元年度（2019年度）末現在、26事業者が参加しています。

・市内の事業者を対象に、事業系一般廃棄物の再資源化、減量を推進するため、年1回、特定事業者に該当する事業者の廃棄物管理責任者を対象とした事業系一般廃棄物研修会を実施し、分別の徹底、継続と一層の減量化・再資源化を啓発しています。令和元年度（2019年度）は、116名が参加しました。

・事業系廃棄物の減量と適正処理を推進するため、市内の大型複合商業施設の管理者へ廃棄物減量の協力依頼を行うとともに、テナント等へのアンケートの実施や、廃棄物減量に係る調査を実施しています。令和元年度（2019年度）は市内4施設で実施しました。



事業系一般廃棄物研修会

市の率先行動

・市では「西宮市環境マネジメントシステム」を運用し、環境に関する方針や目標を設定し、率先して廃棄物を削減するなどのエコオフィス化に取り組んでいます。また、購入の必要性を十分に考え、環境に配慮した物品を優先的に購入する「グリーン購入」を、市自らが率先して実施しています。

・紙類の資源化及びごみの発生抑制を促進するため、庁内で発生する古紙類、機密文書類、保存期間満了文書等を業者に引き渡し、資源化を行っています。令和元年度（2019年度）は、127tの資源化を行いました。

②環境にやさしいごみの適正処理の推進

一般廃棄物の適正処理

・ごみの円滑な処理体制を維持するため、中間処理施設として、西部総合処理センター及び東部総合処理センターの管理・運営を行っています。この2施設に、家庭や事業所から排出される一般廃棄物を搬入し、焼却・破碎・選別などの中間処理及び資源化物の回収を行っています。

・西部・東部総合処理センターへごみ収集車で搬入された燃やすごみに、不適物が混ざっていないかを調べる「展開検査」を随時実施し、不適物混入があれば対象事業者へ発生を通知し、廃棄物の適正な排出について協力を依頼しています。令和元年度（2019年度）は、203事業者へ通知を行いました。

また、不適正処理事案があった場合は、個別に適正処理の啓発を行っています。



西部総合処理センター

・不法投棄に対しては、国・県・市の関係16機関からなる「不法投棄防止協議会」を設置し、防止策・啓発方法の検討や、パトロール・不良ごみステーションの巡回清掃を実施しています。また、頻繁に不法投棄される地点に監視カメラを設置して監視を強化しています。令和元年度（2019年度）の不法投棄処理件数は1,220件でした。

・古紙やアルミ缶等の資源持ち去り行為に対して、「廃棄物の処理及び清掃に関する条例」を一部改正し、平成29年（2017年）11月から資源物の持ち去りを禁止しています。啓発パトロールも実施し、令和元年度（2019年度）はパトロールにより42件の指導を行いました。

ごみ処理施設におけるエネルギーの有効活用

西部総合処理センター、及び東部総合処理センター焼却施設において、ごみ焼却時に発生する蒸気を施設内の諸設備で使用するほか、蒸気タービンによる発電を行っています。令和元年度（2019年度）は、528,952tの蒸気利用・62,932,000kWhの発電を行いました。